

12月2日以降の被保険者証の取り扱いについて

(国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者)

令和6年12月2日から、現行の国民健康保険被保険者証および後期高齢者医療被保険者証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証による保険診療を基本とする仕組みに移行します。

現行の被保険者証の有効期限

令和7年7月31日までは、現在お持ちの被保険者証でも医療機関を受診できます。

令和6年12月2日以降の取扱いについて

令和6年12月2日以降に、異動（転入・転居など）があった人、負担割合が変更になる人、また、令和7年8月の年度更新の際は全ての被保険者に次のいずれかを交付または送付します。

資格情報通知書（資格情報のお知らせ）

- 対象** マイナ保険証を持っている人
- 用途** ご自身の被保険者資格などを確認するための書類です。通常はマイナ保険証だけで医療機関を受診できますが、マイナ保険証を読み取ることができない時には医療機関などに提示する必要があります。
- ※マイナポータルから資格情報内容を保存したデータでも代用できます。
- 注意点** 資格情報通知書（資格情報のお知らせ）のみでは受診できません。

資格確認書

- 対象**
- マイナンバーカードを持っていない人
 - マイナンバーカードを持っていてもマイナ保険証の登録をしていない人
 - ・マイナンバーカードを返納した人や保険証利用としての登録を解除した人も対象になります。
 - ・マイナンバーカードの取得、保険証利用としての登録は義務ではありません。
 - ・年齢到達(70歳または75歳)になる人や年度更新を迎える人には当分の間、交付申請の手続きなしに交付されます。（※再発行の場合は申請が必要となります。）
 - ・マイナンバーカードを返納した場合は、資格確認書の交付申請が必要です。

マイナンバーカードを 保険証として登録

■利用登録の方法

- 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- 「マイナポータル」から行う
- セブン銀行ATMから行う
- ※ 本庁舎でも保険証としての利用登録をサポートします

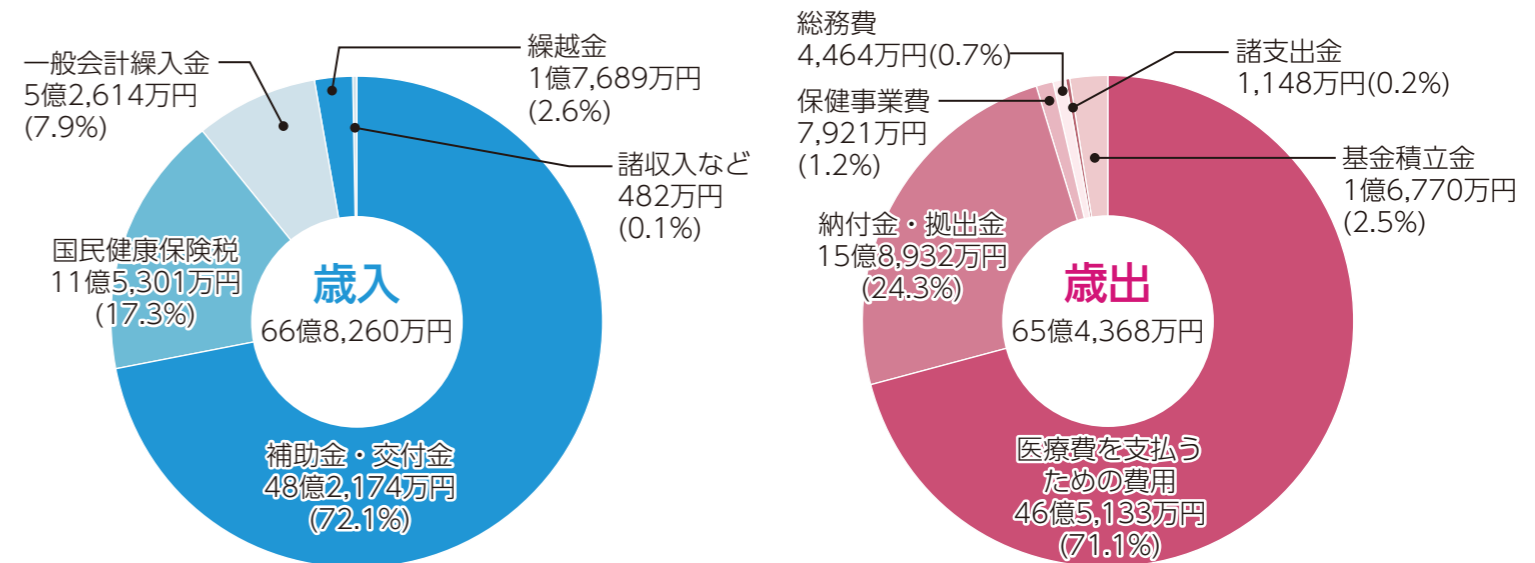


マイナポータル
二次元コード

- 問合せ先**
- ・マイナンバーカードに関すること
市民窓口サービス課
 - ・被保険者証に関すること
保険健康課

令和5年度 国民健康保険の財政状況

令和5年度の国民健康保険事業は、前年度繰越金や国・県からの交付金などで収支の均衡を図りました。加入者数が減少傾向にあることや一人当たりの医療費が増加傾向にあるため、国保財政は依然として厳しい状況にあります。このような状況を改善するために、国保加入者皆さんが自分の健康に関心を持つことが大切です。

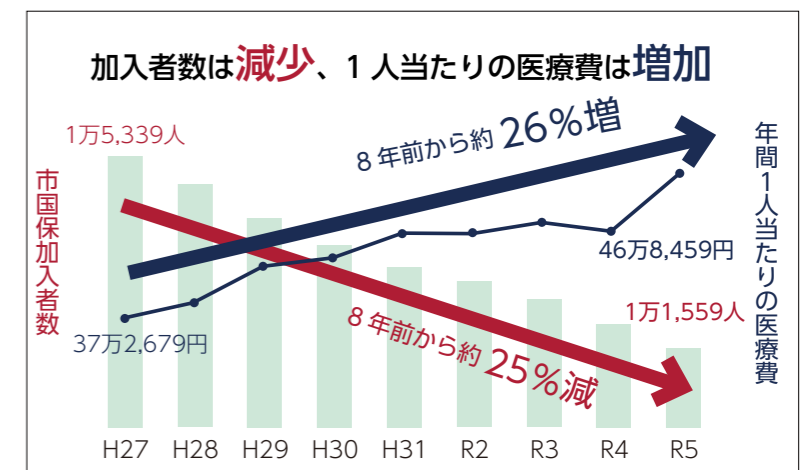


加入者は減少、1人当たりの医療費は増加傾向

加入者数は減少していますが、医療の高度化や加入者の高齢化などにより1人当たりの医療費は年々増加傾向にあります。

年に1回、「特定健診」を受けましょう！

医療費を抑えるためには、私たち一人一人が健康な体を維持することが大切です。国民健康保険では、皆さんの健康を守り、安心して生活できるように、特定健診・特定保健指導などを行い、病気の早期発見・早期治療、重症化予防などの健康づくりを進めています。



「ジェネリック医薬品」や「お薬手帳」を活用しましょう

ジェネリック医薬品とは、低価格でありながら、新薬と同等の安全性や効能・効果が認められた医薬品のことです。皆さんの負担も減りますので、かかりつけの医療機関や薬局に相談し、積極的に活用しましょう。また、お薬手帳を活用し、薬のもらいすぎに気を付けましょう。

国民健康保険税は納期限内に納めましょう

国民健康保険は、病気やけがをした際、一定の自己負担により、すべての保険医療機関などで必要な医療給付が受けられる公的医療保険制度です。国保税はそのための大切な財源です。健全な国民健康保険事業の運営には、皆さんがきちんと保険税を納めることが必要です。納期限内での納付が困難な場合は、税務課収納班へ相談してください。

国保資格の取得・喪失の手続きはお早めに

資格の取得・喪失の手続きが遅れると、医療費の全額をいったん自己負担しなければならない場合がありますので早めの手続きをお願いします。就職や退職などで社会保険の加入・喪失があった人は、窓口での手続きが必要です。（自動的に切り替わるものではありません。）



問合せ先 保険健康課